資料３

流域下水道の維持管理と下水道公社の将来像について

生活排水対策課

当面の姿

民間事業者への委託範囲の拡大

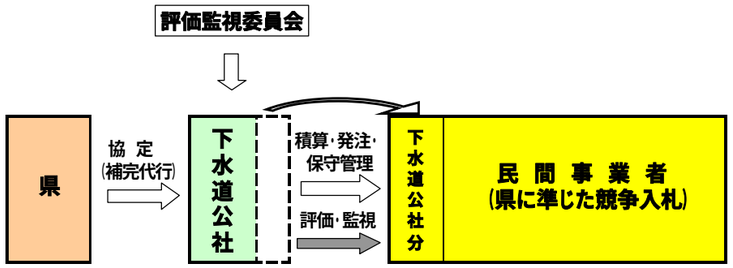

(平成21年度から3か年契約の包括的民間委託を実施)

- 発注者が自ら評価監視を行うため、適切な運転管理が可能である。
- 県の組織を肥大化することが回避できる。
- 急激な管理方式の変更がないため、処理場運転管理上のリスクが少ない。

平成24年度から試行
27年度から本格的に実施

将来像

下水道公社の業務を県と民間事業者で分担

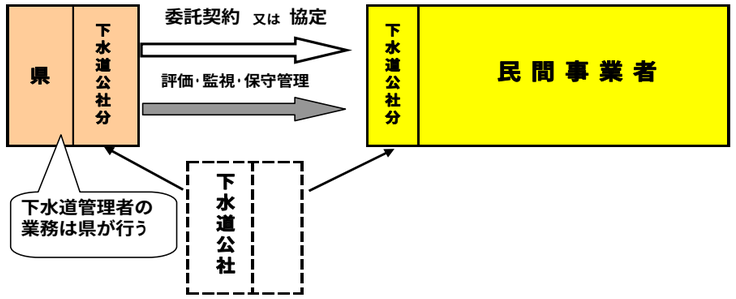

・県が行う業務以外について、全てに競争原理が働く。

○ 将来像実現に向けた取組み

- 県は公社に代わる流域下水道の管理組織を構築し、公社からの技術移転を行う。
- 流域下水道管理に従事している公社プロパー職員の処遇に配慮する。
- 流域下水道関連市町村の理解と協力を求める。
- WTO協定に基づく国際入札による地域経済への影響について配慮する。

「公社自立へのアクションプラン」の実施

(平成２０年度～平成２４年度)

・県職員の派遣廃止(平成23年度末)

・組織のスリム化

・プロパー職員のマネジメント能力の向上

公社の自立

公社の将来像

○「公益財団法人」としての公益事業の拡大

・危機管理への支援 (資材の備蓄・技術者派遣)
・下水道における環境対策の調査研究
　(温室効果ガス排出抑制、水質浄化技術の向上など)
・資源循環の調査研究
　(汚泥、消化ガス、放流水の有効利用)

○県・市町村への支援

・下水処理場の運転管理
・包括的民間委託・指定管理者制度の導入及び評価
・生活排水事業の広域化・共同化の推進
・下水道管路の設計積算・施工管理